

令和2年度 事業報告

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

I 概 況

佐渡法人会は、平成23年9月1日付で公益社団法人へ移行しましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、法人会活動の原点である『税』に関する活動や、税知識の普及、税制改正の提言、会員の自己啓発を図るための研修会・セミナーなどが中止または縮小を余儀なくされ、皆様には大変ご迷惑をお掛けしました。この状況の中でも実施可能な事業に積極的に取り組み、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ事業に取り組みました。

主な事業活動のうち

- ① 税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修会・セミナーは、公益性を高めるために会員のみならず一般市民も対象に「税法・税務」の研修会を開催しました。租税教育活動は、小・中学生を対象に租税教室を実施。小学生を対象とした税に関する絵はがきコンクールは第7回目を開催しました。参加の小学校数、児童数も多くなり高い評価を得ております。税の広報活動は、会報の発行や全法連が作成した税の冊子を配布し、ホームページによる広報も実施しました。
- ② 税制改正に関する提言については、総務税制委員、理事等に「税制改正に関するアンケート調査」を実施し、全法連へ提出しました。
- ③ 経営支援活動としては、研修会・講演会の代わりに、会員の皆様に役立つ小冊子を2回配布しました。
- ④ 共益関係については、福利厚生事業として「会員企業を守りたいキャンペーン」の推進に取り組みました。
- ⑤ 管理関係については、新公益法人制度に対応した諸会議及び法人会事業活動体制の確立について管理運営に努めました。

以上、令和元年度実施した事業の概要をご報告申し上げます。

Ⅱ 公益関係

1 税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 研修会・セミナー事業

本会において、税制改正・税務申告を中心に法人会の原点である「税」について、開催しました。青年・女性部会税務研修会については新型コロナウイルスの影響により中止しました。

内 容	実施回数	参加人数	講 師
会社の決算申告について	1 回	1 1 名	佐渡税務署
年末調整の実務について	2 回	3 3 名	佐渡税務署

② インターネットセミナーの提供

当法人会のホームページ上で24時間いつでも無料で100タイトル以上の税務・経営・労務・健康等多彩な内容と講師陣によるセミナーをご覧いただけますが、今年度は1年間で5, 246回のアクセスがありました。

(2) 租税教育活動

① 租税教室講師研修会

本年は中止

② 租税教室

小・中学校の児童を対象に税の重要性を正しく理解し関心をもってもらうため、青年部会が中心となり租税教室を実施しました。児童に楽しく学んでもらえるよう1億円レプリカをはじめ様々な教材を使用し実施しています。

開催日	学校名	対象者	講 師
2. 6. 16	両津吉井小学校	6 年 13 名	法人会女性部会
2. 6. 30	赤泊小学校	6 年 12 名	法人会青年・女性部会
2. 7. 17	八幡小学校	6 年 10 名	法人会青年・女性部会

③ 税に関する絵はがきコンクール

小学校の租税教室開催に合わせて応募を呼びかけた結果、3校21作品の応募があり入選作品には学校を通じて表彰しました。

(3) 税の広報活動

- ① 税務、経営等に関する情報を提供するため、会報「佐渡法人会だより」年2回（9月・2月）、全法連「ほうじん」年4回（季刊発行）を会員および一般向けに無料で配布しました。
- ② 税についての情報や税務研修会の案内を随時ホームページに掲載しました。また、地元情報紙にも案内を掲載し、一般市民にも参加を呼び掛けました。
- ③ 会報でe-Tax利用、消費税の期限内納付推進運動の周知をしました。

(4) 研修会用教材の配布

税法・税務に関する各種テキストを会員及び一般市民に配付しました。

- ① 平成2年度「税制改正のあらまし」速報版
- ② 令和2年度「税制改正のあらまし」
- ③ 令和2年度「会社の決算・申告の実務」
- ④ 令和2年度版「源泉所得税 実務のポイント」
- ⑤ 令和2年度版「会社取引をめぐる税務Q&A」
- ⑥ 令和2年分「会社役員のための確定申告実務ポイント」
- ⑦ 令和2年「年末調整のポイント」
- ⑧ 「役員給与税務のポイント」
- ⑨ 「ここが変わる！今年の税制改正」
- ⑩ 「法人税の税務判断のポイント」

2 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

全法連では、本年度も「税制改正に関するアンケート調査」をもとに「税・財政改革のあり方」、「経済活性化と中小企業対策」、「地方のあり方」、「震災復興」を柱に提言を取りまとめました。

令和3年度税制改正に関する提言（要約）

I. 税・財政改革のあり方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

- ・新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナ感染対策と経済活性化の両立を図っていかなければならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。

- (1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。
- (2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく用途をチェックする必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。
 - ・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- ・新型コロナウイルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

Ⅱ. 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

- ・中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

(4) 役員給与の損金算入の拡充

- ①役員給与は原則損金算入とすべき。
- ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

- ・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税收確保などの観点から問題が多い。
- ・このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は

「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請が始まる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

3. 事業承継税制関係

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

・相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

5. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

- (2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

- (3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

- (4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

6. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 電子申告

Ⅲ. 地方のあり方

- ・ 今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

- ・ 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・ また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
 - (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
 - (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
 - (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、

行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し

2. 電子申告

(2) 税制改正要望大会への参加

中止

要 望 大 会

令和3年度税制改正スローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- 厳しい財政状況を踏まえ、
コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

(3) 要望実現のための陳情活動

法人会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に提言活動を行っています。この提言は、毎年春に各単位会に税制アンケートを行い、その結果を全法連税制委員会が取りまとめたものです。

佐渡法人会では提言事項の実現に向け、11月25日に渡邊会長・岩井副会長・高野副会長・高野総務税制委員長が、渡辺竜五佐渡市長と面会して提言書を手渡しました。また、佐藤市議会議長に対し提言書を送付しました。

(4) 令和3年度税制改正の主な実現事項（全法連）

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されました。

法人会では、昨年9月に「令和3年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長、土地に係る固定資産税の課税標準額が据え置かれるなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

〔法人課税〕

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。	・ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。	・ 中小企業投資促進税制に商業・サービス業・農林水産業活性化税制を整理・統合したうえで、適用期限が2年延長されました。

3. 中小企業の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
・ 「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令	・ 中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備（仮称）が追加されたうえで、2年延長されました。

和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。	・ 中小企業防災・減災投資促進税制について、計画の認定期限が設けられるとともに、特別償却率の引き下げや対象資産の見直しが行われました。
-----------------------------------	---

[地方税]

1. 固定資産税の抜本的見直し

法人会提言	改正の概要
・ 令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。	・ 令和3年度に限り、税額が増加する宅地等（負担水準が商業地等は60%未満、それ以外は100%未満の土地に限る）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る）については、令和2年度の課税標準額と同額となります。

[その他]

1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

法人会提言	改正の概要
・ 新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。	・ 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が令和4年3月31日まで延長されました。

2. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
・ 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。	・ 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を減免する特例措置について、適用期限が2年延長されました。

3 経営支援活動

(1) 経営支援に関する講演会・研修会

新型コロナウイルスの影響により中止

(2) 研修会用教材の配付

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であるため、研修会開催時に会員及び一般市民に配付している。

4 社会貢献活動

① 税金クイズ

新型コロナウイルスの影響により中止

② いちごプロジェクト（15%節電運動）の呼びかけ

全法連女性部会が中心となって展開している「いちごプロジェクト」のパンフレット（夏・冬）を、会員企業等へ配布し節電を呼び掛けました。

③ タオルの寄贈

新型コロナウイルスの影響により中止

Ⅲ 共益関係

1 福利厚生事業

全法連の福利厚生制度は、会員企業の安定経営の面で、また法人会の会員増強や財政基盤確保の面で大きなメリットをもたらすものであり、厚生委員会が中心となって活動を展開しました。

① 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会と福利厚生制度推進協力会社3社との連携を密にするため開催
(新型コロナウイルスの影響により中止)

② 福利厚生制度推進キャンペーン表彰式の開催

福利厚生制度の推進に功績のあった法人会役員を表彰
(表彰式は中止、表彰状・記念品贈呈)

2 会員支援事業

優良経理担当者表彰式

経理関係の事務に10年以上携わり、事業主から推薦のあった者を表彰。
(新型コロナウイルスの影響により中止)

3 会員増強推進

(1) 組織

会員数 476社（令和3年3月31日現在）※個人賛助会員1名

組織率 50.0%（所管法人数952社）

(2) 会員移動状況

期首会員数	期 中 移 動		期末会員数
	入 会	退 会	
(内、法人賛助会員2社) 489社	5社	18社	(内、法人賛助会員2社) 476社

	期首会員数	入 会	退 会	期末会員数
青年部会	24名	0名	0名	24名
女性部会	48名	1名	4名	45名

- ① 組織委員会の開催（書面）
- ② 会員増強推進キャンペーン実施（7月～3月）
- ③ 新設法人情報をもとに法人会入会のおすすめ等のダイレクトメールを送付
- ④ 会員増強功労者表彰式（年間2社以上新規会員獲得の者を表彰）

4 部会等事業

・青年部会

①会議等 総会1回（書面）、役員会0回

②研修会等

開催日	内 容	会 場	出席者
2.11.16	県連青年部会正副会長会議（リモート）	にいがた法人会館	部会長

③租税教育活動

訪問学校数2校 対象児童数22名

・女性部会

①会議等 総会1回（書面）、役員会2回、正副会長会議1回

②研修会等 開催なし

③その他事業

開催日	内 容	会 場	出席者
2.4.16	第15回全国女性フォーラム愛媛大会	中止	
7.9	県連女性部会正副会長会議	にいがた法人会館	
9.10	女性フォーラム新潟大会第10回実行委員会	にいがた法人会館	渡部
	第17回県連女性部会合同セミナー	中止	

10.14	女性フォーラム新潟大会第 11 回実行委員会	にいがた法人会館	渡部
	税務署幹部との懇談会	中止	
11.25	女性フォーラム新潟大会第 12 回実行委員会	にいがた法人会館	渡部
2.5 月～ 3.2 月	【第 7 回税に関する絵はがきコンクール】※小学生対象		
3. 1. 26	【第 7 回税に関する絵はがきコンクール】 代表作品 1 点の選定（県連提出）	金井商工会館	5 名
2. 24	【第 7 回税に関する絵はがきコンクール】 最終審査 応募総数 2 1 作品	金井商工会館	3 名
3. 16	女性フォーラム新潟大会第 13 回実行委員会	にいがた法人会館	

IV 管 理 関 係

1 事務運営体制の確立

諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページ等により、一般市民に対する「税」をはじめとする様々な情報の発信や事業活動のPRを図りました。

2 諸会議の開催状況

(1) 通常総会

- ① 開催日 令和 2 年 5 月 2 6 日（火）
- 場 所 ホテルニュー桂
- 出席者 4 1 3 名（委任状含む）
- 決議事項 第 1 号議案 令和元年度決算報告承認の件
- 報告事項 理事会承認事項
 - ・令和元年度事業報告
 - ・令和 2 年度事業計画、収支予算

(2) 理事会

- ① 開催日 令和 2 年 4 月 2 7 日
- 場 所 書面
- 出席人数 1 6 名
 - (1) 令和元年度事業報告並びに決算報告承認について
 - (2) 令和 2 年度通常総会の議事に付すべき事項について
 - (3) 総会記念講演および懇親会中止について
 - (4) 全法連・県法連役員表彰について
 - (5) 事務処理規程の変更について
 - (6) 事務局体制について

- ② 開催日 令和2年11月16日（月）
 場 所 佐渡中央会館2階 青年研修室
 出席人数 11名
 決議事項 (1) 会員の加入承認について（現在の会員数の状況）
 (2) 会員増強推進キャンペーンの承認について
 (3) 新春パーティー等の開催について
 報告事項 (1) 租税教室の実施について
- ③ 開催日 令和3年3月8日（月）
 場 所 佐渡中央会館2階 婦人研修室
 決議事項 (1) 令和3年度事業計画（案）並びに収支予算（案）承認について
 (2) 第1回理事会の日時・場所の決定について
 (3) 令和3年度通常総会の日時・場所の決定について
 (4) 会員の加入承認について
 報告事項 (1) 青年部会租税教室の実施結果について
 (2) 女性部会税に関する絵はがきコンクール実施結果について
 (3) 税制改正要望活動の報告について

（3）正副会長会

- 第1回 令和2年9月30日（月）
 (1) 令和2年度事業計画について
 (2) 新春パーティー開催について
 (3) Zoom 活用について
 (4) 就業規則の改訂について
- 第2回 令和3年1月19日（火） 金井商工会館
 (1) 新春パーティー開催について
 (2) 令和2年度収支見込みについて
 (3) 理事会（予算）の開催について
 (4) 監査会、理事会（総会前）の開催について
 (5) 通常総会の開催について
 (6) 現在の会員数について

（4）監査会

- 開催日 令和2年4月17日（金） 金井商工会館
 監査人 監事 山口 桂二 監事 矢澤 稔
 立会人 会長 渡邊 正俊
 事務局長 齋藤みづえ
 内 容 (1) 令和2年度事業及び会計監査

(5) 委員会

① 総務税制・研修合同委員会

開催日 令和2年6月 書面

(1) 令和2年度事業計画について

(2) 税制提言活動について

② 厚生・組織合同委員会

開催日 令和2年7月2日(木) 金井商工会館

(1) 令和2年度事業計画について

(2) 令和2年度推進計画について

(6) 地区会事務担当者会議

第1回 令和2年6月 書面

(1) 令和2年度事業計画について

(2) 令和2年度会費納入について

(3) 事務処理について

第2回 令和3年2月 書面

(1) 令和2年度分の精算について

(2) 令和3年度の事業計画と運営について

(7) その他会議・行事

- | | | |
|-------|-------------------|------|
| 2. 4. | 佐渡市雇用促進協議会 総会 | 書面 |
| 5. | 佐渡租税教育推進協議会 総会 | 書面 |
| 6. | 佐渡連合商工会 総会 | 書面 |
| 6. | 佐渡間税会 総会 | 書面 |
| 6. | 佐渡税務団体連絡協議会 総会 | 書面 |
| 8. | 佐渡税務団体連絡協議会 役員会 | 開催せず |
| 9. | 中学生の「税についての作文」審査会 | 開催せず |
| 11. | 納税表彰式 | 開催せず |
| 11. | 年末調整本販売 | 実施せず |
| 11. | 年末調整本販売 | 実施せず |

(8) 全法連・局連・県連関係会議

- | | | |
|-------|-------------------------|----------|
| 1. 5. | 県連・総務委員会 | 書面 |
| 5. | 県連・理事会 | 書面 |
| 6.10 | 県連・通常総会 | 欠席 |
| 7. 9 | 県連・女性部会正副会長会議 | 欠席 |
| 8. 4 | 県連・厚生委員会、大型保障制度特別推進会議 | 欠席 |
| 8. | 局連・役員総会 | 書面 |
| 9.10 | 県連・女性フォーラム新潟大会第10回実行委員会 | にいがた法人会館 |
| 10. 1 | 県連・理事会、福利厚生制度連絡協議会 | ホテルイタリア軒 |

- | | | |
|---------|---------------------------|--------------------|
| 10. 14 | 県連・女性フォーラム新潟大会第 11 回実行委員会 | にいがた法人会館 |
| 11. 16 | 県連・青年部会正副会長会議 | リモート参加 |
| 11. 25 | 県連・女性フォーラム新潟大会第 12 回実行委員会 | にいがた法人会館 |
| 12. 1 | 局連・事務局担当者研修会 | リモート参加 |
| 12. 7 | 県連・特別講演会 | ANA クラウンズ ラサール ホテル |
| 12. 18 | 県連・事務局長会議 | ANA クラウンズ ラサール ホテル |
| 3. 2. 8 | 県連・理事会 | ANA クラウンズ ラサール ホテル |
| 3. 16 | 県連・女性フォーラム新潟大会第 13 回実行委員会 | にいがた法人会館 |

※令和 2 年度 功労者表彰受賞者

《全法連会長 表彰状》 令和 2 年 6 月単位会において受賞
 (公社) 佐渡法人会 理 事 山口 裕 氏

- ・ 令和 2 年度 e-Tax 推進表彰受賞
- ・ 令和 2 年度 大型保障制度推進表彰 金賞